

議案第2号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年6月2日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成29年6月2日

鳥取県教育委員会
委員長 中島 諒人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第30条第1項の規定に基づく下記の名勝の指定について

名勝「興禅寺庭園」(鳥取市)

鳥取藩主池田家の菩提所である興禅寺は、元禄7年(1694年)に臨済宗りんざいしゅうから黄檗宗おうはくしゅうに改宗する以前は、龍峯寺りゅうほうじと号した。その起源は小牧長久手の戦い(1584年)で戦死した池田元助の菩提を弔うため、岐阜城下に建立された龍峯山広徳寺にある。以後池田氏の国替えに伴い、姫路、岡山などを経て寛永9年(1632年)に鳥取へと移転してきた。

このたび文化財指定候補として諮問する興禅寺庭園は、久松山系の丘陵を活かして築山とし、麓に池、その対岸に書院を配する池泉鑑賞式の武家書院庭園である。

江戸時代初期の作庭といわれ、県内に残る代表的な事例であり、当時の庭園文化を考察する上で重要なものと言える。



興禅寺庭園

第2章 県指定保護文化財
（指定）

第4条 教育委員会は、有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第5章 県指定史跡名勝天然記念物
（指定）

第30条 教育委員会は、記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。
（昭50条例40・平17条例4・一部改正）

第8章 雑則
（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第44条 教育委員会は、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項、第30条第1項及び第31条の2第1項の規定による指定、第5条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第31条第1項及び第31条の3第1項の規定による指定の解除、第19条第2項及び第4項(第39条第4項で準用する場合を含む。)並びに第39条第2項の規定による認定、第20条第2項及び第40条第2項の規定による認定の解除、第29条第1項の規定による選挙、第35条の2第1項、第36条第1項及び第39条第1項の規定による選定並びに第35条の3第1項、第37条第1項及び第40条第1項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。
（昭50条例40・追加、平18条例38・一部改正）